

## 新旧対照表

○愛媛県土木部発注工事特記仕様書

旧	新
<p style="text-align: center;"><u>(東洋ゴム化工品株式会社製品の品質証明)</u></p> <p>第44条 受注者は、東洋ゴム化工品株式会社(以下「同社」という。)が製造した製品や材料(以下「ゴム製品等」という。)を用いる場合は、同社が製造するゴム製品等に対して受注者が指定した第三者(同社と資本面及び人事面で関係がない者をいう。)によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p>	<p style="text-align: center;"><u>(ゴム製品等の品質証明)</u></p> <p>第44条 受注者は、東洋ゴム化工品株式会社又はニッタ化工品株式会社(以下「同社」という。)が製造した製品や材料(以下「ゴム製品等」という。)を用いる場合は、同社が製造するゴム製品等に対して受注者が指定した第三者(同社と資本面及び人事面で関係がない者をいう。)によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p>